

福岡県学生会館設備保守・清掃業務委託契約書（案）

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下、「発注者」という。）と「契約業者名」（以下「受注者」という。）は、福岡県学生会館の設備保守及び清掃業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、関係する法令を遵守して、これを誠実に履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 発注者は、福岡県学生会館の設備保守及び清掃業務（以下「業務」とする。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（場所）

第2条 業務を行う場所は、神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目14-2とする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（業務内容）

第4条 この契約に基づく業務の内容は、次の各号のとおりとする。

一 設備保守業務

二 清掃業務

2 業務の範囲及び業務の処理基準は、設備保守・清掃業務仕様書に定めるもののほかはその都度協議する。

（経費負担）

第5条 業務に使用する機械器具・薬品及びその他の材料は、全て受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県財務規則23号）第170条に該当する場合の外これを徴する。

（委託料）

第7条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。ただし、各会計年度における委託料の年額は次のとおりとする。

令和 7 年度（令和 7 年4月1日から令和 8 年3月31日まで）	金	円
令和 8 年度（令和 8 年4月1日から令和 9 年3月31日まで）	金	円
令和 9 年度（令和 9 年4月1日から令和10年3月31日まで）	金	円
令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）	金	円
令和11年度（令和11年4月1日から令和12年3月31日まで）	金	円

（委託料の支払）

第8条 委託料の支払は月払いとし、月払いの額（以下「月額」という。）は、前条に規定する当該会計年度の委託料の年額に12分の1を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。

- 2 受注者は、第13条第3項の規定に基づく履行確認および検査に合格したときは、書面をもって前項の規定に基づく月額の支払を請求することができる。
- 3 前項の場合において、受注者は、発注者が指定する請求書により当該月の月額の支払を発注者に請求するものとするが、受注者指定の請求書の様式を発注者が指定した場合は、当該様式によるものとする。
- 4 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、月額を受注者に支払うものとする。
- 5 発注者は、月の途中において契約の解除をした場合は、業務を実施した当該月の実日数に応じて日割計算をした額を受注者に支払うものとする。

(現場責任者等の選定)

第9条 受注者は、業務を実施するにあたっては、受注者を代理して直接指揮命令する現場責任者を定め、これを書面により、発注者へ通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、次の事項について、受注者を代理するものとする。
 - 一 受注者の従業員の指揮監督及び作業の処理
 - 二 本業務の履行に関する発注者との連絡及び調整
 - 三 仕様書に基づく発注者からの注文事項の受注及び仕様書外の特別発注事項の承諾
 - 四 その他この契約の目的達成に必要な事項
- 3 受注者は、業務を実施するにあたっては、現場責任者が現場に常駐し当該業務を指揮監督するものとする。
- 4 受注者は、業務の実施にあたり、当該業務の開始前に業務実施場所及び従事者の氏名、年令及び性別（ただし、当該業務を実施する場合に法令による資格を必要とする場合は、当該資格等の名称を含む。）を、発注者に書面により通知しなければならない。
- 5 発注者は、この契約に基づく発注者としての注文及び指示等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(従事者の報告)

第10条 受注者は、業務の実施にあたり、当該業務に直接従事させる者（休暇代替者を含む。）の名前をあらかじめ発注者に提出しなければならない。

(使用許可等)

- 第11条 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者の所有又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有または占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
 - 3 前項の場合において、発注者の指図等発注者の責に帰すべき事由による場合を除くほか、発注者の所有にかかる物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。

(その他遵守事項)

- 第12条 受注者は、業務に従事する際の服装は常に清潔さを保たねばならない。
- 2 受注者は、業務上引火性の危険物を使用する場合は、事前に発注者の承認を得なければならない。
 - 3 受注者は、業務に必要な箇所へ立ち入ってはならず、又はみだりに器物等に手を触れてはならない。
 - 4 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

(業務報告)

- 第13条 受注者は、業務に着手する場合は、実施する業務及び当該業務に従事する者について、書面により遅滞無く発注者に対し報告しなければならない。
- 2 発注者は、委託期間中に必要と認めた場合には、いつでも受注者に対して、当該業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 3 受注者は、業務を完了した時はその旨を書面により発注者に報告し、履行確認及び検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、前項における書面による報告を、当該業務が完了した日からその日の翌月末日までに提出しなければならない。
- 5 発注者は、第3項に規定する書面により受注者の実施した業務が別紙業務仕様書の定めるところに適合しないと認められるとき又は履行確認及び検査ができないときは検査結果を不合格とする。

(臨機の措置)

- 第14条 発注者は、緊急に必要な業務が生じたときは、受注者に対し、適切な臨機の措置をとることを求めるものとし、受注者は、緊急に必要な業務が生じたときは、適切な臨機の措置を講じなければならない。この場合において、受注者は、直ちに発注者に対して、その措置を講じた結果について報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第15条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、また本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。

(個人情報の保護)

- 第16条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第17条 発注者は、第13条第5項により、受注者の業務の検査結果が不合格となったとき（以下「契約不適合」という。）は、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第18条 発注者は、仕様書等に定める付帯設備、清掃実施場所及び面積に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない、業務内容を変更する必要があるとき、その他この契約後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって、仕様書を変更することができる。なお、法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときは、受注者は専門的立場から発注者に対して、遅滞無く仕様の変更を提案しなければならない。

2 前項の規定により仕様書が変更された場合であって、委託料を変更する必要があるときは、委託料の変更額について相互に協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

3 受注者は、前項の規定により委託料が変更された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害を請求することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第19条 受注者又は発注者は、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不適当となった時は、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき、委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、相互に協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

(再委託の禁止)

第20条 受注者は、委託事務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 前項の再委託を発注者が認める場合はその限りではない。

(遅滞損害金)

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 受注者は、本業務中または作業後といえども発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 この場合、受注者は発注者の責任による損害を除き、生じた事故に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても受注者の責任において解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第23条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴

力的組織」という。)であるとき。

- 二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
 - 二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
 - 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
 - 四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。
 - 二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 七 第31条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - 八 第31条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、

その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第28条 受注者は、第18条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条 第27条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第30条 この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の該当金額について減額又は削減があった場合は、発注者は、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第31条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(解除に伴う措置)

第32条 この契約が解除された場合においては、受注者は次に定める措置を取らなければならない。

- 2 業務を実施するために、発注者の所有又は占有するものを使用し、又はその一部を占有している場合には、すみやかに使用を停止し返還又は明け渡さなければならない。

- 3 発注者の所有又は占有する物の中に業務を実施するために必要とされる器具等を搬入している場合は、すみやかに搬出し、現状に復さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当の理由がないにも関わらず、一定期間内に当該器具等を搬出しないときは、発注者は受注者に代わって当該器具等を処分することができる。この場合においては、受注者は発注者の処分に異議を申し出ることができないとともに発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

(紛争の解決)

第33条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県教育文化奨学財団所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第34条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、相互に記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者

福岡県久留米市東櫛原町1713
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
理事長 

受注者



別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

- 第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。
- 2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者への研修)

第4 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第5 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第7 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る

個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(取扱記録の作成)

第8 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入れ、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴財団が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 福岡県学生会館設備保守・清掃業務委託契約書第23条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 国、都道府県及び市町村より指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人等としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人等としていて、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団から当該下請契約等の解除（当該下請契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求める）ことを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

- ※ 下請負人等とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。
- ※ 下請契約等とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。
- ※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等と共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<福岡県学生会館設備保守・清掃業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第23条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。